

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

2023年6月30日

株式会社 証券保管振替機構

### 1 改正趣旨

当機構が運営する各制度（株式等振替制度、外国株券等保管振替決済制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度及び決済照合システム）への参加手続等における制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

### 2 改正概要

現在、当機構が運営するいずれかの制度に参加する者が決済照合システムを新たに利用しようとする場合、当該参加手続は書面によって行うことが原則であるが、当機構が認める場合には、電磁的記録の授受をもってこれを行うことも可能とする。（規則第6条）

### 3 施行日

2023年8月7日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

別紙

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成15年2月1日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（利用申請の手続き） 第6条（略） 2・3（略） 4 第1項の申請書を提出する者は、自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しない旨を記載した所定の書面（<u>機構が認める場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。</u>）を機構に提出しなければならない。</p>	<p>（利用申請の手続き） 第6条（略） 2・3（略） 4 第1項の申請書を提出する者は、自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しない旨を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。</p>

2 附 則

この改正規定は、令和5年8月7日から施行する。

以 上